

旭川空港における「特定利用空港」への対応について

1 概要

国は、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、自衛隊・海上保安庁が、平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、これらを「特定利用空港・港湾」としている。

当該空港・港湾においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の船舶・航空機の円滑な利用にも資するよう、必要な整備又は既存事業の促進を図るとしている。

また、平素から円滑な自衛隊の人員・物資輸送等にも資するよう、「特定利用空港・港湾」と自衛隊駐屯地等とのアクセス向上に向け、道路ネットワークの整備を図るとしている。

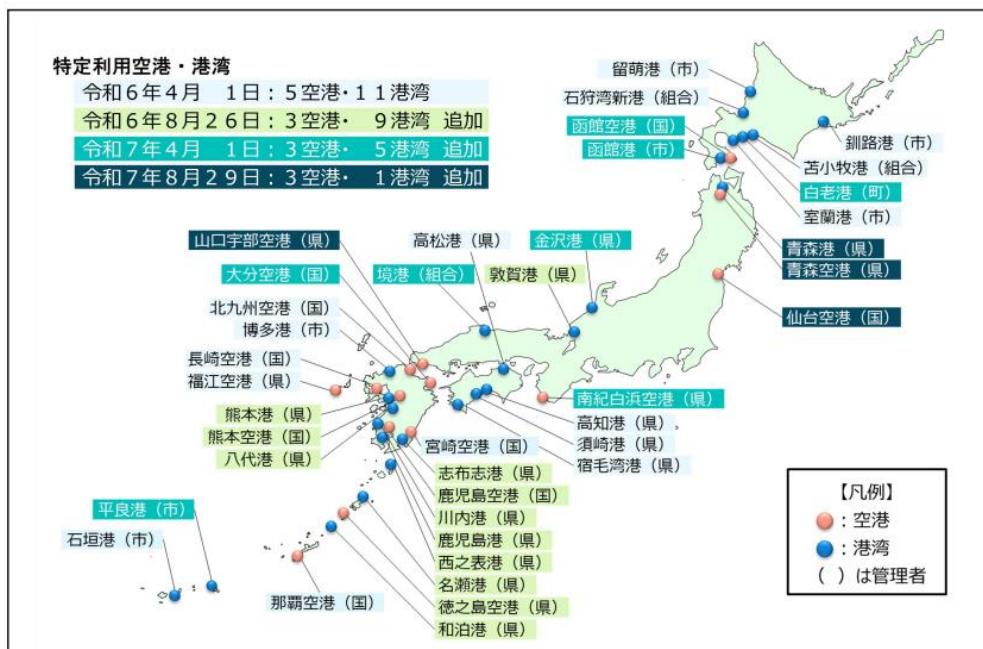
2 特定利用空港・港湾の状況

令和6年4月1日以降、令和7年8月29日までに、全国で14空港及び26港湾が特定利用空港・港湾となっている。

道内では、昨年4月に室蘭港、苫小牧港、釧路港、留萌港、石狩湾新港の5港湾、本年4月に函館空港、函館港、白老港の1空港2港湾が追加され、現在1空港7港湾となっている。

また、「特定利用空港・港湾」とのアクセス向上に向けた道路ネットワークの整備に取り組む事業は、今年度は全国で11事業あり、うち道内は8事業が対象となっている。

○特定利用空港・港湾（令和7年8月29日現在）



○道路ネットワークの整備（令和7年4月1日現在）

都道府県	整備事業（箇所）
北海道	北海道縦貫自動車道（士別剣淵～名寄）、北海道横断自動車道（足寄～北見）、端野高野道路、厚賀静内道路、静内三石道路（静内～東静内）、生田原道路、長沼南幌道路、遠軽上湧別道路
沖縄県	那霸北道路、小禄道路、豊見城東道路

※北海道：室蘭港、苫小牧港、釧路港、留萌港、石狩湾新港 沖縄県：那霸空港

3 これまでの経緯

(1) 国からの説明

国は、旭川空港を「特定利用空港」の対象候補として検討しているとして、令和7年6月25日に旭川市及び東神楽町等への説明会を開催した。

[出席者]

- ・国（内閣官房、防衛省、国土交通省、海上保安庁）
- ・旭川市、東神楽町、北海道

[主な内容]

- ・旭川空港の選定理由は、近傍に自衛隊駐屯地が所在していることや、災害対応等に効率的な運用が可能となること。
- ・特定利用空港となった後において、自衛隊による訓練は基本的に年数回程度を想定している。訓練の内容としては、自衛隊機の技量の維持・向上や離着陸要領の確認等を目的とした慣熟訓練等である。なお、訓練内容や規模によっては、事前に関係自治体へ説明を行うとともに、空港周辺の方々に及ぼす影響が最小限となるよう努めていく。
- ・年1回以上の意見交換の場を設け、主要な訓練等の年間スケジュールや概要などを管理者と運営者に提供し調整を図るほか、緊急性が高い場合には迅速な調整を行う。
- ・特定利用空港となった後は民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の利用にも資するよう、現在実施中の誘導路の改良や無線施設の更新を中心に、今後も必要に応じて整備の促進を図る。
- ・国としては、年度内の調整を経て「円滑な利用に関する枠組み」に係る確認文書を交わし、令和8年度予算の公表に合わせて特定利用空港の追加を公表したい。

(2) 国への確認等

上記説明会以降、当町と旭川市は連携して情報収集や意見交換などを行い、旭川市が国に対し、旭川空港の運用、民間航空機の運航ダイヤ等への影響、旭川空港のインフラ整備の促進、地域住民や空港所在自治体への説明及び情報提供などについて確認を行ったほか、管理者及び運営者の意見を考慮した運用の確保や空港近隣住民その他関係者の理解を得るための取組の要請を行った。

(3) 国からの正式依頼

国から、令和7年11月11日付けで「円滑な利用に関する枠組み」を関係省庁と旭川市との間で確認することの依頼があり、これに伴い、12月3日付で旭川市から当町に対し、本件に関する意見の照会があった。

4 今後の対応

「特定利用空港」の受入れに当たっては、住民の理解を得ることが重要と考えており、旭川市を通じて、国に対して丁寧かつ十分な情報提供と説明を求めるとともに、関係者の意見、空港運営への影響などを踏まえながら、国との協議・調整を進めていくよう要望する。